

静岡県教育委員会

会議録

平成 25 年度 第 10 回定例
8 月 29 日（木）

静岡県教育委員会委員長 高橋尚子は、

平成 25 年 8 月 29 日に教育委員会第 10 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|----------------------|--------------|------|
| 1 | 開催日時 | 平成 25 年 8 月 29 日 (木) | 開会 | 9 時 |
| | | | 閉会 | 12 時 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 高 橋 尚 子 | |
| | | 委員長職務代理者 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委 員 | 金 子 容 子 | |
| | | 委 員 | 斉 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 鈴 木 啓 之 | 事務局参事兼学校人事課長 | |
| | | 渋谷 浩 史 | 教育政策課長 | |
| | | 奈良間 一 博 | 情報化推進室長 | |
| | | 櫻 井 洋 二 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 杉 山 和 幸 | 福利課長 | |
| | | 輿 水 まゆみ | 学校教育課長 | |
| | | 羽 田 明 夫 | 小中学校教育室長 | |
| | | 岩 城 明 | 高校教育室長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育室長 | |
| | | 小 関 雅 司 | 高校再編整備室長 | |
| | | 山 田 文 子 | 社会教育課長 | |
| | | 土 井 宏 晃 | 文化財保護課長 | |
| | | 松 田 好 道 | スポーツ振興課長 | |
| | | 石 井 宣 明 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 橋 本 勝 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 三ッ谷 三 善 | 総合教育センター所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 学校人事課人事監 | |

4 その他

(1) 第 17 号・第 18 号・第 19 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 ~ 8 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、加藤委員、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第 18 号・第 19 号議案および報告事項 8 は人事案件であり、報告事項 7 は調整中の案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第 18 号・第 19 号議案および報告事項 7・8 を非公開とし、非公開案件から審議を始める。

< 非 > 第 18 号議案 教職員の懲戒処分

< 非 > 第 19 号議案 平成 25 年度条件附採用教職員の正式採用の決定

< 非 > 報告事項 8 再任用職員の身分取扱要綱の一部改正について

< 非 > 報告事項 7 平成 25 年度 9 月補正予算部局調整案

【会議の公開】

委 員 長： ここで会議を公開とする。

第 17 号議案 平成 26 年度使用教科用図書の採択

委 員 長： 議案書 1 頁「第 17 号議案 平成 26 年度使用教科用図書の採択」について、興水学校教育課長より説明願う。

学校教育課長： < 議案についての説明 >

高校教育室長： < 議案についての補足説明 >

特別支援教育室長： < 議案についての補足説明 >

委 員 長： 質疑等はあるか。

金子委員： 6 月 28 日に内申されたということだが、これ以前に日本史 A・日本史 B に対して、議論はされたのか。

高校教育室長： 事前に県教育委員会事務局側から「この教科書には課題がある」というようなことは伝達していないので、選択委員会において特別なことがあったとは聞いていない。

加藤委員： 教科書については検定が良いか悪いかという議論はあるが、基本的に国の基準で検定されている。その教科書の内容の政治的な部分は、国

の一定の許容範囲の中で検定が行われているので、その許容範囲の中でさらに県教育委員会が範囲をあえて狭めるという必要はないと思う。したがって、静岡県としては従来どおり、各学校や市町教育委員会の決定に委ねてよいと思う。

なお、他県を批判するわけではないが、東京都にしても神奈川県にしても、知事が革新と保守とを行ったり来たりする中で、非常に都や県の教育自体が政治色の強いものになっていた。左翼的な都知事が支配したときには左翼的な施策が都の教育委員会の中で実施されてきた。そして保守系の知事に替わったとたんに揺り戻しとして大きな動きが出ている。都や県の教育が分裂した状態の中で、国歌や国旗に対して反対する人達もおり、それを反対しないように強制するというかたちで是正が行われた、と理解している。首長の党派的な政治的な色彩によって現場の教育が非常に政治的になっていたというのが東京都や神奈川県の場合だったと思う。そのため、「強制」と言われてもやむをえないことが行われ、そのことで「強制」という言葉が検定教科書の中に入れられたのではないか。これは個人的な見解だが、静岡県においては、過去に首長の政治色によって教育が右や左に揺れたということがなく、自然な形で国旗も国歌も行事ごとに受け入れられて、強制する必要がなかったということである。強制する必要があった県が「強制があった」と冷静に記述している教科書に対して、我々が異論を挟む必要もないのではないかと思う。

齊藤委員： 加藤委員と同じ意見で、検定を通った教科書なので、偏りやレベル、わかりやすさの違いはあっても、検定の範囲内のことであり、あとは選ぶとすれば「その学校の生徒の学力にあっているのか」「この分量でちゃんと教えられるのかどうか」ということなので、きちんと選択委員会で協議していただければ、その内申や歴史教科書の内容について、ここで審議する必要はないと考える。

委員 長： 他に異議はないか。

委員 員： （異議なし）

委員 長： 検定を通っている教科書の中で、各学校が選択委員会を設けて学校に合うように選んでおり、そのことについて我々が口を挟むべきではないと考えるので、内申のとおりでよいと思う。あとはその教科書を使って教える先生のスキルの問題であるが、その点も信頼していきたいと思う。

第 17 号議案を原案どおり可決する。

報告事項 1 「高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会」中間取りまとめ

委員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 「高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会」中間取りまとめ」について、小関高校再編整備室長より説明願う。

高校再編整備室長： < 報告事項についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

斉藤委員： 飛び入学とは、意欲と能力がある生徒は高校2年生までで3年生の学習をしないで大学が受け入れるということだと思うが、高校3年生で学ぶべき科目は大学に行ってから教えてもらうのか。学ばずに済ませるのか。

高校再編整備室長： 千葉大学では、飛び入学で入学した生徒専用のプログラムがある。その中で、高校で学ぶべき内容について、高校で開設している科目そのままではないが、大学の授業に必要なことを入学後に大学の教員が教えている。

加藤委員： 資料の17頁に今年の飛び入学の実績が全国で5人とある。スタートしてから平成17・18年に盛り上がりが見えるが、その後はどちらかと言えば衰退と言うか、話題にもなっておらず、全体としてはかばかしい運営ができていない。この状況はどう分析しているのか。

教育 長： 一つは実施大学が限定されていることが課題である。現行の飛び入学制度は、稀有な能力を持つ高校生を一年早く大学に進学させるものであるが、受け入れ大学のうち昭和女子大学が平成26年度から停止するという実質5校になってしまう。特に難関大学でこの制度を活用されていないことも伸び悩む要因である。二点目の課題は、飛び入学の生徒は高校に2年間しか在学していないので、もし志半ばにしてくじけてしまった場合は「高校中退」で、高校卒業資格も得られないという問題点がある。

なお、静岡型は、稀有な才能を持つ高校生ばかりではなく、特に専門高校等で学習している高校生で志高い者がいれば、そのような生徒を県内の大学で受け入れたらどうかという提案である。

高校再編整備室長： 資料の4頁に「3 飛び入学の課題」として文部科学省が分析した結果があり、これまで飛び入学制度が十分活用されてこなかった要因として、「目的、効果、必要性等に関する課題」、「実施に当たったの実務的な課題」などを様々な観点から分析されている。

金子委員： 理系学部は比較的類型があるのに対し、文系は少数派となっているが、このような現象が生じている理由は何か。

教育 長： もともと飛び入学は、物理・化学・数学など理系分野で稀有な才能を持つ子を対象としている。特に物理・数学などは年齢にかかわらず、小さな頃から異様にすごい才能をもった子どもたちもいる。一方で、文科系の分野については人間的な内面の成長に合わせて、子どもたちが能力を発揮している。もともとスタートの段階で、物理や数学に特化して議論が始まっており、文系の場合は理系以上にデメリットがあるため、どうしても理系に重点が置かれている。

加藤委員： 諸外国で「小学校の高学年の子が大学へ入学した」というニュースが発表されるが、そういう人が本当に大きな学問的な功績を残しているのかどうか、あまり聞いたことがないような気もするが、その後の追

跡調査はどうなっているのか。また、今の学問自体が学際的なものを重視しており、物理・化学だけに特化するのではなく、生物学や医学、あるいは経済学など様々な分野を総合して学問や研究が進んでいるので、先行例を見て効果の有無も実証する必要があると思う。

齊藤委員： 加藤委員と同意見だが、芸術や特殊な研究者の世界などではモーツァルトのような抜きん出た人は一般教養を身につけなくてもやっていけるかもしれないが、一般的な職業人にとっては、学ぶべきことを学ばせるということが大切であり、不得意科目をやらなくても済んでしまうのは良いことではないと思う。やはり不得意科目であっても、全部学ばせたい。そういう意味から、高校3年生の勉強が飛んでしまうのかと心配になって、先ほど質問をしたが、大学で初めて学ぶということであった。しかし大学の負担も非常に大きくなるし、本当に活用されるのかと言うことに疑問を感じる。

金子委員： 子どもにとってどうかという観点で考えるべきである。千葉大学では平成10年から平成25年までで72人の入学者がいるが、飛び入学を考えるために、彼らが9年間学習して社会に出てどうなったか、どういう就職をしているのか、途中で中退した子はいらぬのか、ということを知りたい。高校はどの大学へ進学したかで評価されるが、生徒が大学に進学してどうなり、どういう就職をしたのかまで、高校教育ではやらんでやってほしい。非常に卓越した大学に行っても就職できない学生もいるし、偏差値が高くない大学に行っても生きる力をつけて成功している学生もいる。この72人の実績を調べ、そのデータもあわせて議論すべきである。

教育長： 実際に千葉大学に委員が行って事情を聞いてきているので、報告する。

高校再編整備室長： 今年度までの千葉大学の入学者合計は72人であるが、卒業したのは51人である。その実績を見ると、専門性を活かして大学院に進んだ学生が20人、卒業して民間企業へ就職した学生が15人となっている。その中には千葉大学に残った学生もいるし、東京大学、京都大学、あるいは海外の大学へ進んだ学生もいる。いずれも専門性を活かし、さらに極めていくという進路を選択している。

金子委員： 72人の入学生のうち、51人卒業ということだが、残る21人はどうなっているのか。

高校再編整備室長： 現在、在学中の学生もいるので、大学を卒業した学生が51人ということになる。

金子委員： 51人の詳細はどうなっているか。

高校再編整備室長： 平成24年度5月現在の数字であるが、51人のうち、大学院修士課程在学中が9人、博士課程が11人、併せて20人である。民間会社へ就職した学生が15人、大学の博士研究員が6人、後は民間の研究機関・科学館・官公庁が4人、内訳は分からないがその他が6人いて、合計で51人になる。多くの学生が大学院、もしくは専門性を活かした研究機関に入っていると言える。

金子委員： 21人の中で、在学生を除いた学生はどうなっているのか。

高校再編整備室長： 昨年、平成24年5月現在の数字なので、このデータをまとめた後に卒業した生徒が5～6人いるが、彼らのデータは分からない。

加藤委員： 中間とりまとめなので、最終的に至るまでもう少し詰めてほしい。最高学府が飛び入学やればもっと人気が出るだろうという話があったが、戦前の帝国大学では、中学を卒業して浪人して一高や三高に入る者もあれば、四年生・五年生のところで入ってくる者もいるという時代もあった。しかしそれは教育が刷り込みの時代で、一定の知識量を早く消化した人間は早く進学させ、消化に時間がかかった人間は遅らせるということであった。今の教育はそうではない。先日、本間正人先生の講演の記事を紹介したが、今は「教育」から「学習」に替わっている。一定量を早く終えて早く学校に入れるという時代ではなく、一定量を教育として刷り込まれた後に自分で考えて学習していくという時間が一生続くという時代に入ってきている。先取り学習に意味があるのかどうかは結論が出ておらず、復習主体のほうがいいのではないか、という意見もある。先取りしただけで早く大人になって、大人になったのは早いがその後は同じような状況が続くのであれば、早く大人になることに意味があるのかという教育上の問題も出てきている。そういうところをよく議論しないと、千葉大学並みの年間4～5人、年によっては1人などということになれば、本当にやる意味があるのかという気がする。

高校再編整備室長： 御指摘のとおり、大学側や高校側に意見を伺い、行政の立場や大学卒業後の民間の受け入れなど様々な状況を踏まえて検討を重ねた上で制度を導入すべきであると考えている。

加藤委員： 先行事例があり、その先行事例が必ずしも成功しているとは言えない状況である。静岡型についても、この静岡型が人気を博して全国から優秀な学生を集められなければ、静岡という閉鎖された県の中だけで制度が出来上がっても意味はない。その点をどうするかという設計が大事になってくる。農業や工業で優秀な人材を集めるということだが、静岡県の中で飛び入学でも意味がないと思う。そういう生徒が他県からも集まってくるような飛び入学制度でないといけない。

教育長： 今回、千葉大学の先行事例に加えて、静岡型という新しいモデルを提案している。まずは静岡県の高校生が、静岡県内の大学との中で新しい実学の分野での飛び入学に風穴を開けてほしい。専門高校の中にも非常に優れた生徒がいるので、彼らが一年早く高等教育を受けることによって、将来リーダー的な役割を果たせるような人材育成を選択肢として用意したい。

もう一点は、オールラウンドプレイヤー型で、これは のタイプである。やるべきことすべてが高校2年で終わってしまった生徒は、昔のようなかたちの飛び入学で一年早く大学に進学してもいいのではないかと、ということも今回の対象にしている。ただ、早く学習すること

だけが良いかというと、日本の学校教育には共同生活や部活動など子どもたちが成長していく要素も十分あるので、その兼ね合いも検討する必要がある。いろいろな課題があるが、なんとか新しい一歩が高校・大学側で踏み出していければいいと思う。具体的な動きがあれば改めて報告したい。

加藤委員：カリキュラムをもっと絞り込むことができれば、こういう飛び入学やあるいはバラエティに富んだ大学制度ができると思う。日本では大学格差はあるが、大学のもつカリキュラムは大差ないので、この大学制度もおかしい。飛び入学の導入ためには、必要最低限な知識やスキルとは何なのかということをやっていきながら絞っていく必要がある。どんな優秀な生徒でも、いかに特定の科目に優れていても、日本史AやBも全部やらせたら3年間はかかる。高校3年間でも足りずに、受験には関係ない科目の授業を省略して処分を受けた高校の先生もいたくらいなので、今でも多すぎる。そこを絞りでいかないと、普通の人とは違う特別な人間を育ててしまう飛び入学になってしまうのではないかと。

委員 長：高校3年間の中で、子どもは教科以外で人間として必要なことを学んでいる。人間として学ぶことと、学問として学ぶことのバランスも考えるべきである。また、その生徒が飛び入学に合っているかどうかの見極めも大事になる。現状の中で、高校生の中に「この子は飛び入学したらいい」と思われる子がどれくらいいるのか疑問である。「静岡県が発展のために」ということだが、その子の人間形成にとって一年間がどのような意味を持つのか、もう少し理解したいと思う。

加藤委員：現場の先生にも「飛び入学するくらいなら、もう一年頑張って東京大学へ進学したら」と指導することもあるのではないかと。そうであれば飛び入学した生徒と3年間がんばって東大に入学した生徒で、どのような違いがでてくるか、という点で考えないと、いたずらに設計しても機能しないという気がする。

斉藤委員：これは別の部局が担当していることであるが、教育委員会としては高校卒業までに学ばなければいけないことを明らかにしていくべきだ。「生物の勉強はやらなかった」「化学はやったけれど物理はやらなかった」「数学はやったけれど数学はやらなかった」「日本史は学ばなかった」などの生徒を大学に送り出すことには非常に疑問を感じる。「学んでいない部分を大学できちんともう一度教えてくれるのか、教育委員会としては非常に心配だ」というような意見は投げかけなければいけないのではないかと。

教育 長：会議の中でも3人の高等学校の校長先生から、「3年間の教育課程で子どもたちを送り出しているのに、それを2年間にしたことによってどういう問題が出てくるのか慎重に協議しなければいけない」という意見が出された。

金子委員：文系・理系の話であるが、大学で、理系で社会に出た人の実績を研究

している。理系ではコミュニケーション能力の点では文系よりも苦手な人達が比率として多く、外国語に関してもかなり不得意な人が多い。理系を研究するためには外国語も必要であり、コンピュータと向かい合っているだけではすまないの、理系の人も壁にぶつかっている。「理系であってもコミュニケーション能力など幅広い力をつけて世の中に出さないと、その子は挫折する」と言われている。今回の飛び入学は、そのこととリンクするように感じる。

加藤委員：教育の複線化というところでの一つの選択肢である。だが、こんなに大規模に議論して、大山鳴動してねずみ一匹、ということになるのではないかと心配する。

委員長：他に異議はないか。

全委員：（特になし）

委員長：報告事項1を了承した。

報告事項2 一般図書調査研究報告書の配布

委員長：報告事項3頁「報告事項2 一般図書調査研究報告書の配布」について、興水学校教育課長より説明願う。

学校教育課長：＜報告事項についての説明＞

委員長：質疑等はあるか。

全委員：（特になし）

委員長：報告事項2を了承した。

報告事項3 第27期 いじめ防止対策推進法

委員長：報告事項4頁「報告事項3 いじめ防止対策推進法」について、興水学校教育課長より説明願う。

学校教育課長：＜報告事項についての説明＞

委員長：質疑等はあるか。

加藤委員：新しい法律ができたが、今やっていること、我々に求められていることに沿っているのか。それとも新たにやらなければいけないことがあるのであれば、それはどのようなことか。

学校教育課長：基本方針については、各学校がこれから策定しなければならないものである。静岡県の「いじめ対応マニュアル」のように、実態によって基本方針が変えられるようなそのベースを県で作って、学校の実態に合わせて策定ができるような支援をしていきたいと考えている。もう一点は、きまりを守る子ども育成協議会を昨年設置しているが、これに法務局のメンバーを加えると、連絡協議会に適合すると思う。そのメンバーの検討については教育委員会の中で協議していくが、常時第三者の目をきちんと教育委員会の中に入れ、子どもたちを守るために何ができるかということ、そして下部組織である具現化委員会の中で具体的案として、

学校教育課だけではなく、社会教育や教育政策などいろいろな観点で、また警察や知事部局等とも連携して「子どもたちのために何ができるか」を重視して進めていかなければいけないと感じている。

加藤委員： 子どもたちは学校の枠を超えてコミュニティを作っている。NHKでLINEを通じて子どもたちが不正就労に就いているという実態が紹介されたが、友人のつながりが必ずしもクラスや学校というまとまりではなく、非常に大きく広がっている状況の中で、いじめについてもそういう新しいコミュニティの中で出てくるのだと思う。その中でどう対処するか、もう一度整理する必要がある。学校だけで対応していけることは学校にお願いすればいいが、学校を超えて広域で行われていることについては、教育委員会なり、もうちょっと学校より大きなところで議論をして、本質がこうだと考えていくしかない。

もう一つは、いじめを児童に対するいじめだけで考えて是正できるかということだが、実は大人の世界でもパワハラ、セクハラも含めて差別や人権の問題が出てきている。この人権の問題が、子どもたちの中に現れてきているのがいじめではないか。社会全体で人権をもっと尊重するような社会を作り上げていくことは、迂遠のような感じがするが、大きなテーマからスタートしていかないと子どもたちはやはり親や社会や地域で行われていることを真似しているところがある。その大きなところでの人権の問題を解消していかないと、子どもたちもいじめから脱することができないのではないかと思う。

もう一つ、いま、医療においては、発生した障害を治すということと予防ということと、両方の観点があり、予防では免疫の重要性が強く言われている。免疫とは、擬似的な病気をおこして、その病気に対する免疫力を高めることによって、同じような病原菌や同じような外からの障害に対して抵抗力がつくという療法である。そうすると、あれもダメ、これもダメ、ということでクリーンになりすぎてしまうと、ちょっとした障害が出てきたときにそれによって子どもたちがものすごく大きな障害をうける恐れがある。外からのいじめを防ぐことももちろん大事であるが、出てきたものに対して、いかにして自衛するか、免疫的なものでそれをうまく消化していくという知恵も教えていかないと、クリーンルームだけをずっと歩いていくようでは、社会に出たからはいじめそのものの社会に入ってしまったらつぶれてしまう。これも教育ではない。この3つの点を考慮した対応策が必要ではないか。

金子委員： 子どもにとっても保護者にとっても責務があり、厳しい自覚が必要である。現実問題として、一番難しいと思うのは、保護者が「第一義的責務」「規範意識を養うための指導」を負うとされたが、これをどうやって具体的にやっていくのか、非常に大きな問題を感じる。特に私学は生徒保護者の要求に応えないと生き残れない現実があるので、常にクリーンにしているわけだが、そういうこととリンクしていかないといけない。私学では顧客サービスの見地に立たざるを得ないが、そ

れと保護者の厳しい責務をどうやって少しずつ改善していくか、ということだ。例えばインフルエンザが流行ったとき、保護者からはウイルスを避けてクリーンにするよう要望があった。しかし、日常で体力をつけることが一番の予防法であることを保護者に理解してもらい、それに賛同する親が集まり結果としてインフルエンザで閉園したことはない。現実的には難しいが、スタートラインとしてやっていきたい。

委員 長： 保護者の責務が厳格にされたのは重要なことであるが、金子委員の御指摘のとおり、どのように皆さんにご理解をいただくかということだが、子どもたち一人ひとりの心の中の抗体をいかにつけていくかが大事だと思う。学校だけでできることではないので、他部局や警察との連携も強めながら、ただやはり家庭が第一であるという共有意識を持っていくことが大切である。

他に異議はないか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項3を了承した。

報告事項4 「わたしの主張 2013」静岡県大会結果報告

委員 長： 報告事項5頁「報告事項4 「わたしの主張 2013」静岡県大会結果報告」について、山田社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

加藤委員 員： 最優秀をとった「自分のいる意味」という主張は、アイデンティティという言葉は何回か言った中学生の主張か。

社会教育課長： その通りである。

教育 長： 発表作品は別途、お配りする。

社会教育課長： 冊子にしてお渡しする。

加藤委員 員： 圧倒的に女性優位である。

教育 長： 男子生徒は13分の1であった。

加藤委員 員： 女性ももちろん大切だが、主張する以上は、男子生徒も主張してもらわないと困るので、もっと集めるように工夫してほしい。

委員 長： 毎年感じるが、男子がもう少し参加すると良いと思う。また一年後に向けて努力してほしい。

他に異議はないか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項4を了承した。

報告事項5 静岡県社会体育施設指定管理者評価委員会による平成24年度業務の評価結果

委員 長： 報告事項6頁「報告事項5 静岡県社会体育施設指定管理者評価委員

会による平成 24 年度業務の評価結果」について、松田スポーツ振興課長より説明願う。

スポーツ振興課長： < 報告事項についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 評価が「優」なのはいいが、「優」をもらっていながら天井が落ちたことには、釈然としない思いがある。せっかく委員が 5 人もいるので、管理運営的なところを見る人だけでなく、建物の構造が分かる人も委員の中に加えてはどうか。過去の事故例などから「こういう点に気をつけて」と助言を行うなどしてもらえばいいと思う。

スポーツ振興課長： 委員の中で川口良子氏が一級建築士の資格を持つ建築の専門家であり、今回の委員会では主に彼女にコメントをいただいた。

教 育 長： なお、今回の評価はあくまでも平成 24 年度の業務評価である。

加藤委員： 平成 24 年度は良くても翌年度に事故となつては問題である。

財務課長： 施設の維持管理については設置者である教育委員会と指定管理者で役割分担があり、基本的には指定管理者については小規模な点検であり、基本的に建物自体の定期点検は教育委員会の所管となっているので、そこまで指定管理者に求めるのは難しい。

加藤委員： そうすると我々の責任で天井が落ちたということか。そうであれば、我々の責任を今後どう担っていくのかということ議論しないといけない。

財務課長： 実際には 1 月に建築基準法に基づく 12 条点検という、建築士の資格を持った人がやる検査は実施されている。そうした上で起きた事故ということである。

加藤委員： 検査をされて半年後に癌が見つかったのと同じであり、最近そのような事例が多いのではないかと。橋梁やトンネルについても、大変な予算をつけて検査業者に億単位のお金を渡して「異常なし」で、事故の後で専門家が見たらぼろぼろであったということがある。お金をかける以上は、しっかりやってほしい。

財務課長： 定期点検は基本的には内容が決まっていて、今回のようなケースでは双眼鏡を使い目視で行う。やり方自体については一定の基準に従っており、そこも含めて精査確認をして、また報告したい。

加藤委員： 検査が有効でなかったことが確認されたので、責任を果たすためにはこれからどのような方策があるかを考えないといけない。教育委員会の責任であり、我々が責任を果たしていなかったことも明らかなので、責任をとる方法としては「発見できなかった理由はこうなので、これからは新しい検査項目として従来の検査では済ませない」ということを言えないといけない。

教 育 長： 原因を調べる中で、検査方法の見直しも含めて、再発防止に努めないといけない。

加藤委員： 見直してどうするのかを、また会議にかけてほしい。

斉藤委員： 維持管理のことだけでなく、例えば体協グループは県民に対してスポ

ーツ振興のためのいろいろなイベントをやるなどソフト面の活動が非常に大切で、出張講座をやるなどスポーツ振興をしていることの評価をすることが大切である。もう一つ、指定管理者制度は、本来行政がやるべき施設管理とソフトウェアの部分を民間に安くやらせていこうという制度であるが、何年か経っていくと指定管理料がだんだん減らされてしまう恐れがある。その結果、イベントや維持管理をもっとやらねばいけないのにできなくなるので、指定管理料を値下げしないようにしてほしい。

スポーツ振興課長： サービスが落ちてしまっただけでは意味がないので、財政担当へも説明していきたい。

斉藤委員： よろしくお願ひしたい。

委員長： 今回「優」評価でよかったが、施設の管理そのものと、指定管理者の評価は関係がないということが明らかになった。一般的には、この評価だけを見て施設の管理も含めたものと感じてしまう。

財務課長： 基本的には、管理は指定管理者がやるが、構造部分は別である。

委員長： 不明確なように感じるので、はっきりさせておきたい。県民サービスについては「優」評価をいただけてよかった。「優」評価に油断することなくこれからも努力してほしい。

他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項5を了承した。

報告事項6 平成25年度全国学力・学習状況調査結果

委員長： 報告事項9頁「報告事項6 平成25年度全国学力・学習状況調査結果」について、羽田小中学校教育室長より説明願う。

小中学校教育室長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 毎年同じような結果で、小学校は全国レベルより低く、中学校は高くなっている。説明によると、「以前小学校のときに悪かった学年が中学校のときには良くなっている」とか「あるいは生活習慣については全国レベルより良い」、「演習などの受験対策はあえてやっていない、その結果として小学校では悪いけれども中学校では上がっている」ということだが、それはそれで誇れることではないか、とも思う。「集団で議論することがなく刷り込みの教育を受けて受験対策をやった結果で小学校の成績が良く、中学校になったときには成績が落ちている」というよりも、「小学校では刷り込みや受験対策的な演習はやらずに活発な自由な討議をさせて、結果として中学3年生のときの成績では上がっていた」ということは、ある意味で本県の教育の特徴を現していて、誇れることかもしれない。ただ、全体として学力を上げたい。小学校で刷り込みはやらないが、ちゃんと平均並みないし平均以上はとれて

おり、さらに中学校の成績が上がっているということであれば、大きく胸を張って「静岡モデル」として「静岡の教育は上手くいっています」と言える。演習をやるなど刷り込みをして良い成績を修めているのとは違う意味で、良い結果が出ていると宣伝できるので、普通にやっても全国平均というところまで小学校を持って行って、中学校ではダントツで全国より良いというような数値が出てくるとうれしいと思う。

齊藤委員：このような結果が出たことは、冷静に受け止めないといけない。この位置になり、「最下位から脱出できない」ということになってはいけないので、冷静にこの対策を考えていかなければいけない。

新聞報道があった日に、私は東京都のホテルで埼玉県から来ている知人に「静岡県は不名誉なことになった」と言われたが、これは全国の人が見ているということだ。県民も驚いたかもしれないが、全国でも注目されている。その知人は統計学を学んでおり、「平均値から5ポイントマイナスになっているということは、正常分布曲線から乖離しすぎであり、ものすごく悪い状態だ」と指摘していた。

事実かどうかの確認はしていないが、中学生向けの学習参考書を発行している出版社が「全国の公立高校の入学試験を全部扱っていて全部分析しているが、編集者の目から見て、静岡県の高校入試問題のレベルは決して高くない」と言っていた。このようなことも、県内にいると井の中の蛙で「これくらいいいか」と思ってしまいが、他県と比較して教育レベルがどれくらいかということ、他県の入学試験問題と比較しながら把握し、長期的な観点で不名誉な状況から脱出していかねばならない。

金子委員：総論ではなく細かい内容になるが、大学に入ってくる学生には「指示待ち」の者が多い。企業から大学へも「指示待ちではなく自分で考えて動ける学生を育ててほしい」という要望をもらう。学校教育の目標は、社会において生きていく力をつけることであると思う。伸びる学生には2つの特徴がある。それは、高校までに指示待ちでない癖をつけている学生と、先延ばしせず期限を守って時間内にできる学生である。就職活動は学生にとって依然厳しい状態が続いているが、指示待ちでなく、生活習慣がしっかりしている学生は、就活の結果やその後の追跡調査が非常に良い。そこから考えると、幼稚園や小学校から、社会において生きる力が付いていることが非常に大事である。

今の報告で気がついたが、「回答が間に合わない、時間内にやりきれない子がかなりいた」「宿題はやるけれど、それ以外を自分で考えて予習復習などをやる子は多くない」という県教育委員会のコメントが報道でもあった。これは社会で成功していく子とリンクしている。やはり時間内にやらせることは、教育効果を上げる手法の一つである。小中学校で35人学級編制を行って、きめ細かさを目指しているが、これも手法である。ただ、人数を減らしても全員を一緒に指導していたら、

効果は挙がらない。早くできる子もいれば時間がかかる子もいるが、きめ細かい指導とは、個別に改善してあげることだ。また、宿題しか念頭にない子には「こうやって勉強するとよい」と指導する。最終的には自分でやるわけなので、そこで宿題の出し方や、50分の授業の展開の仕方、一度に全部ではなく、個別にちょっとずつ改善して、個々の特徴を捉えて改善してあげることが大事である。

斉藤委員：平均を上げるためには、底上げをするのか、トップを高くするのか、ということのをこれからの戦略として考えていかねばならない。確認してはいないが、秋田県や福井県では土曜補講をやっているという新聞報道を見た。それは底上げのため、ついていけない子のための補講なのかもしれない。平均を上げるために、いったいどうやったらよいか、という戦略を持って取り組まないといけない。あたふたする必要はないが、冷静にある期間をもって工程表の中で「最下位ではまずいのでここまで上げよう」といった目標を掲げてやるべきである。

それから、本を読まなければならないと思う。また漢字ができていないということであるが、報道でもインターネットやスマートフォンで何時間も遊んでいる子が何十パーセントもいるということで、クイズ形式では正確な漢字は身につかないので、やはり漢字の書き取りをやらせるべきである。

金子委員：子どもには個性があるので、一律で「この漢字を書こう」と指導しても最下位脱出にはつながらない。幸い、35人学級編制で少人数教育になっているので、机間指導の際に個々に「ここをこうやったらよい」と伝え、自分に向けて言われたと感じる。個別指導を取り入れて、「君はここが苦手だから、この勉強を家でやってきなさい」と助言してほしい。一律指導ではなく、例えば時間をかけてじっくり取り組む子には「昨日は何分かかった？」と聞いて、「10分かかった」と言われたら、「では今日は9分でがんばってみよう」など伝えてほしい。自分に対して、個別に先生が言ってくれた言葉は頭に残ると思う。

学校教育課長：本当に静岡県の子どもたちの学力が落ちているのかどうかは非常に気になるところであるが、平成19年の問題や昭和39年に出された漢字の問題が今年度出題されているが、当時の子どもたちと比べて基礎学力は落ちていない。

ただ、社会が求める主要能力、生きる力を身につけていくということをして学校や教師自身が責任を持って育てていかなければいけないことは確認していかなければいけない。また、御指摘のあった少人数指導については、35人という数の問題ではなく、指導の内容として工夫していきたい。また、家庭の教育力については、家庭学習の工夫や家庭への働きかけも行うなど、学習の定着のさせ方について今一層努力していきたい。静岡県では演習等ではなく、授業の中でのびのびと教育活動を行う中で確かな学力を身につけさせていきたいと考えており、具体策について御指導いただきながら進めていきたい。

金子委員： 大学で学生に聞くと、小中高で出会った先生から自分に向けた具体的な一言、例えば「もうちょっと早くやりなさい」「昨日より早くなったね」などが機縁となって、伸びていることを感じる。個別に言葉をかけてあげることが学力向上の一つの解決の手法ではないかと思う。

加藤委員： 教育に王道はなく、オーソドックスにやるしかない。まず裾野を広げる中で、テストの結果が良くなっていくことが大事だと思う。決してこの結果に驚いて、小学生にドリルばかりやらせるようなことはさせるべきではないと思う。あくまで教科書にのっとった基礎的な知識や学力の裾野を広げていく結果として、点数を上げてほしい。そうでなくテストのための学校教育になってしまうと、結果が逆転してしまう。小学校のときの成績はものすごく良かったが、中学校では全国平均を下回ってしまう。子どもは成長過程の中で、年をとればとるほど、学習すればするほど、知識も多くなって考える力ができてくる。下のときの成績より、年齢が上がった成績のほうが高いという静岡県の傾向は維持しないといけない。決してうろたえずに、自分たちのやり方に自信を持った上で、ただ、足りないものがあれば裾野を広げるかたちで成績を上げてほしい。

教育長： この問題は県の教育委員会だけでなく、市町の教育委員会との連携も必要であり、市町の教育長もこのことについて重く受け止めているので、できるだけ早い時期に市町教育委員会とも話し合う機会を設けて、分析あるいは対応策を考えていきたい。今日、多くの御意見をいただいたので、この御意見をその話し合いでも検討していきたい。

委員長： 質問紙調査のほうで、「早寝早起き朝ごはんの子ども」、「きまりを守る子ども」の割合がずっと静岡県は全国を上回っており、それは誇らしい。それを個々の学習の意欲につなげてほしい。「宿題はやるけども、自分の学習には取り組まない」のは意欲の問題である。それは金子委員の御指摘のとおり、学校の先生がその子に対して個別に発した一言で変わらと思う。そのような理解を、家庭でもしてほしい。家庭で過ごす時間が一番長いので、できないことに対して「何でできないの」と問い詰めるのではなく、「昨日よりできたね」とできたことを褒めてほしい。学校で先生に声をかけられた、家庭でもできなかったことができて褒められた、ということが子どもたちの意欲につながり、学力も向上していくことになると思う。

他に異議はないか。

全委員： （特になし）

委員長： 報告事項6を了承した。

報告事項 平成 25 年 9 月の主要行事予定

委員長： 報告事項 11 頁「報告事項 平成 25 年 9 月の主要行事予定」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員長： 報告事項を了承した。

【閉会】

委員長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成 25 年度第 10 回教育委員会定例会を閉会とする。